

只見町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、老人福祉法及び介護保険法に基づく、「只見町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定するための高齢者日常生活圏域ニーズ調査業務及び在宅介護実態調査並びに事業計画策定の支援業務を委託する事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 委託業務概要

只見町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務

3 提案上限額

5,753,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 参加資格要件

以下の要件をすべて満たしていること。

- ・ 只見町での入札参加資格を有し、当町もしくは他の自治体で同種または類似業務の実績があること。
- ・ 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。

6 実施スケジュール

○ 公 募 開 始 日	令和7年10月6日（月）
○ 質 疑 締 切	令和7年10月17日（金）
○ 質 疑 へ の 回 答	令和7年10月22日（水）
○ 参加表明書の提出期限	令和7年10月31日（金）
○ 企画提案書の提出期限	令和7年11月7日（金）
○ プレゼンテーション実施	参加表明者へ書面により通知
○ 審 査 結 果 の 通 知	プレゼンテーション実施後、10日以内に通知

7 質疑及び回答

(1) 提出期限

令和7年10月17日（金）午後5時 必着

(2) 提出書類

質問書（様式2）

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

〒968-0442

福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田 31 番地

只見町保健福祉課福祉係 宛

E-mail fukushi@town.tadami.lg.jp

(5) 提出方法

持参・郵送または電子メール（FAX 不可）

(6) 回答

回答は、プロポーザル参加予定者全員に対して、令和 7 年 10 月 22 日（水）（予定）午後 5 時までに通知する。通知方法は、質問者に対しては質問書（様式 2）に記載されているメールアドレス宛に、その他については、入札参加申請書類に記載されている F A X 番号宛に通知する。

8 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時 必着

(2) 提出書類

企画提案参加表明書（様式 1）

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出先

〒968-0442

福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田 31 番地

只見町保健福祉課福祉係 宛

(5) 提出方法

持参又は郵送

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 11 月 7 日（金）午後 5 時 必着

(2) 提出書類

- ・ 企画提案書提出書（様式 4）
- ・ 会社の同種業務の実績及び個人情報取扱方針について（A 4 判、任意様式）
- ・ 企画提案書（A 4 判、任意様式）
- ・ 調査票配布用封筒、調査票返信用封筒のサンプル
- ・ 作業工程表（A 4 判、任意様式）
- ・ 見積書（A 4 判、任意様式）

(3) 企画提案書の内容

- ① 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における調査票設計・分析手法について
- ② 「在宅介護実態調査」における調査票設計・分析手法について
- ③ 調査報告書における内容について
- ④ 計画策定に関する基本的な考え方について
- ⑤ 現行計画の評価と課題の取りまとめの手法について
- ⑥ 基本目標・基本理念・施策体系の設定支援内容について
- ⑦ その他、計画策定に関して事業者提案事項

(4) 提出部数

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

- ① ただし、見積書及び各種封筒のサンプルについては 1 部

(5) 提出先

〒968-0442

福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田 31 番地

只見町保健福祉課福祉係 宛

(6) 提出方法

持参又は郵送

10 企画提案プレゼンテーション

- (1) 企画提案プレゼンテーションは、説明 20 分以内、質疑 10 分程度とする。
- (2) 実施日時及び実施場所については、参加表明者に対し書面により通知する。

11 審査

(1) 業者選定委員会

只見町の庁内関係者等で構成する業者選定委員会を設置する。

(2) 審査の方法

業者選定委員会が別紙「採点表（審査基準）」をもとに、企画提案内容を公平かつ客観的に評価した採点及び集計したものを得点とし、最高得点者を優先候補者として選定する。ただし、最高得点者であっても合計得点が満点の 5 割を超えない場合は優先候補者としない。

(3) 審査結果

審査結果は、参加を表明された全事業者に対して、参加表明書に記載のメールアドレスに通知する。なお、通知はプレゼンテーション実施後、10 日以内に通知します。

11 契約

- (1) 優先候補者は、提出された企画提案書等を踏まえ、速やかに本町と協議する。
- (2) 協議が整った場合、提案上限額の範囲内で、本町と随意契約により委託契約を締結する。なお、優先候補者と協議が整わないときは、審査結果上位の者から順に契約締結の協議を行う。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 1 事業者からの提案は 1 提案とする。
- (3) 提出書類に関しては、原則として追加・変更は認めない。
- (4) 参加事業者から提出された提案書等は返却しない。
- (5) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。
 - ・「5 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
 - ・提出書類が提出期限後に到着した場合
 - ・必要な書類が揃っていない場合（必要事項の未記入、押印がないものを含む）
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・提案価格が提案上限額を超える場合
 - ・公平な審査を阻害する行為があった場合

13 担当課

〒968-0442

福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田 31 番地

只見町保健福祉課福祉係（担当：三瓶）

E-mail fukushi@town.tadami.lg.jp

TEL 0241-84-7010／FAX 0241-84-7008

採点表（審査基準）

只見町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務プロポーザル

採点者 _____

応募者 _____

項目		審査内容	評価／配点				
			評価内容	点数	採点		
実施体制等	会社所在地	本社又は最寄りの営業所等の距離は適正か	十分ある 適正である	10 点			
	業務実績	同種業務の実績はあるか	ある 普通	5 点			
	個人情報保護	個人情報の取扱いは適正か	乏しい 問題がある	1 点			
実施内容等	企画提案書 ①	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における調査票設計・分析手法について	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	20 点 15 点 10 点 5 点 1 点			
	企画提案書 ②	「在宅介護実態調査」における調査票設計・分析手法について					
	企画提案書 ③	調査報告書における内容について					
	企画提案書 ④	計画策定に関する基本的な考え方について					
	企画提案書 ⑤	現行計画の評価と課題のとりまとめの手法について					
	企画提案書 ⑥	基本目標・基本理念・施策体系の設定支援内容について					
	企画提案書 ⑦	その他、計画策定に関して事業者提案事項					
	サンプル品及び作業工程	提出のあったサンプル品は、調査対象者に配慮されたものか 作業工程については柔軟性があり、かつ実現性の高いものか					
価格	最低価格と比較した割合を配点に乗じて得点を算出する。※小数点第 1 位四捨五入 【例：最低価格 500 万円、B 社価格 1,000 万円】B 社得点＝20 点×50％＝10 点						
合計（210 点満点）							